

京都市訓令甲第15号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市統計事務規程の一部を次のように改正する。

平成30年 3月30日

京都市長 門 川 大 作

第11条中「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」に、「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

第12条, 第13条及び第19条中「プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

別表産業観光局産業戦略部産業総務課の項中「産業観光局産業戦略部産業総務課」を「産業観光局産業企画室」に改める。

別記様式中「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・情報化担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)